

## 救急・周産期・小児に関する主な診療報酬項目

### 入院基本料等加算

#### ○救急医療に関する項目

- 改 A200 入院時医学管理加算（14日を限度、120点）
- A205 救急医療管理加算（7日を限度、600点）  
乳幼児救急医療管理加算（7日を限度、750点）
- A205-2 超急性期脳卒中加算（入院初日、12,000点）
- 新 A207-2 医師事務作業補助体制加算（入院初日、105～355点）

#### ○周産期医療に関する項目

- 新 A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算（入院初日、5,000点）
- 新 A236-2 ハイリスク妊娠管理加算（20日を限度、1,000点）
- 改 A237 ハイリスク分娩管理加算（8日を限度、2,000点）
- 改 A212-2 新生児入院医療管理加算（30日を限度、800点）

#### ○小児医療に関する項目

- A208 乳幼児加算（3歳未満の場合、289～333点）  
幼児加算（3歳以上6歳未満、239点から283点）
- A212 超重症児（者）入院診療加算（6歳未満600点、6歳以上300点）  
準重症児（者）入院診療加算（6歳未満200点、6歳以上100点）

### 特定入院料

#### ○救急医療に関する項目

- A300 救命救急入院料（8,890～11,200点）
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（発症後14日を限度、5,700点）

#### ○周産期医療に関する項目

- A302 新生児特定集中治療室管理料（日数は出生体重による、8,500点）
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料  
母胎・胎児集中治療室管理料（14日を限度、7,000点）  
新生児集中治療室管理料（日数は出生体重による、8,600点）

#### ○小児医療に関する項目

- 新 A307 小児入院医療管理料（2,100点～4,500点）

特掲診療料
-------

○ 個別の点数に関する項目

改 C004 救急搬送診療料 (1,300 点、6 歳未満 150 点加算)

J044 救命のための気管内挿管 (500 点)

K898 1 緊急帝王切開 (17,800 点)

○ 加算として評価されている項目

手術において、3 歳未満の乳幼児の場合は原則 100 分の 100 が加算される。

また、緊急のために、休日又は深夜若しくは診療時間以外の時間に手術を行った場合には 100 分の 80 若しくは 100 分の 40 が所定点数に加算される。